

## 国分寺市における空間放射線量の測定ガイドライン

国分寺市空間放射線量測定要綱第4条、第5条、第7条に示す必要な事項は次のとおりとする。

### 第4条関係

(定期的に測定を行う施設と周期)

- 1 定期的に測定する場所は、別表に示す保育園7園、小学校10校、中学校5校、公園8か所、その他の施設2か所として、2週間に1回測定する。
- 2 その他の施設は、施設を所管する部がスケジュールを策定し、随時測定を行うこととする。

(測定を実施する部署)

- 3 子ども福祉部、都市建設部、教育部、環境部に測定器を配置し、施設を所管する部が測定を実施する。
- 4 同一敷地内に他の部の所管する施設がある場合は、部相互で調整し測定を行うこととする。

(測定場所)

- 5 園庭、校庭、公園等の中心付近の地上100センチメートル及び5センチメートル。施設を所管するものが選定した建築物の状況及び気象的条件から、放射性物質の集積が予想される場所の地上5センチメートルとする。
- 6 前項にあてはまらない施設等は、出入口付近の地上100センチメートル及び5センチメートルとする。

(測定機器)

- 7 環境放射線モニタ H O R I B A PA-1000 R a d i

(測定方法)

- 8 測定する地点・高さで一定時間(60秒以上)保持する。
- 9 60秒毎に5回、数値を読み取る。
- 10 5回読み取った数値の平均値の小数点第4位を四捨五入した値をその地点・高さでの測定値とする。
- 11 測定手順の詳細は「国分寺市における市内の空間放射線量測定マニュアル」に示す。

### 第5条関係

(除染等の対策)

- 12 要綱第5条に示す除染等の対策については、「国分寺市における除染のガイドラインに基づき講ずることとする。

別表 各部の定点（計32か所）

子ども福祉部		
保育園		
1	恋ヶ窪保育園	東恋ヶ窪 2-6-13
2	日吉保育園	日吉町 2-20-15
3	こくぶんじ保育園	泉町 2-7-2
4	ひかり保育園	光町 3-11-8
5	もとまち保育園	東元町 2-13-18
6	しんまち保育園	新町 1-7-11
7	ほんだ保育園	本多 3-14-12

教育委員会		
小学校		
1	第一小学校	東元町 2-1-20
2	第二小学校	光町 3-1
3	第三小学校	東恋ヶ窪 2-13
4	第四小学校	西元町 1-8-1
5	第五小学校	日吉町 1-30
6	第六小学校	並木町 2-1
7	第七小学校	本多 1-2-1
8	第八小学校	西町 5-18
9	第九小学校	西恋ヶ窪 4-12-6
10	第十小学校	戸倉 3-5
中学校		
1	第一中学校	東戸倉 2-6
2	第二中学校	本多 1-2-17
3	第三中学校	高木町 2-11
4	第四中学校	西元町 3-10-7
5	第五中学校	並木町 2-15
その他の施設		
1	プレイステーション	西元町 3-26-35
2	真姿の池湧水群	西元町 1丁目付近

都市建設部		
公園		
1	黒鐘公園	西元町 4-10-47
2	窪東公園	東戸倉 2-19-1
3	こぼと公園	日吉町 2-8-14
4	本多わかば公園	本多 5-20-9
5	北町公園	北町 5-24-8
6	南町さんかく公園	南町 3-26-13
7	富士本わくわく公園	富士本 3-3-3
8	姿見の池	西恋ヶ窪 1-32-1